

第4回 安来市農業委員会議事録

令和5年10月23日 午後2時00分 第4回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番	岩崎 金己君	2番	添田 俊之君	3番	新田 徹君	4番	横山 芳明君
5番	永塚 知芳君	6番	足立 仁行君	7番	北中 宏一君	8番	木戸 芳己君
9番	武上 隆雄君	10番	仲佐 久子君	11番	北川 正幸君	12番	新田 里恵君
13番	塩見 秀雄君	14番	渡邊 克実君	15番	佐々木吉茂君	17番	吉村 正君
18番	齋藤 哲君	19番	渡辺 和則君				

2. 欠席委員 なし

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君 名原 猛君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年10月23日 1日
日程第 3	議第13号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第15号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第10号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第16号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	議第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
日程第 9	報第11号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 10	報第12号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 11	報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 12	報第14号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第4回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議 長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第4回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：齋藤 哲君
欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
ありません。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により9番 武上委員、10番 仲佐委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第13号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明いたします。2ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山のふもとにある農地で、20年前から当時の所有者であった親が高齢により耕作することができず、現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について9番 武上委員お願いします。

9番：武上 隆雄君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
次に、現地調査報告を3班4番 横山委員お願いします。

4番：横山 芳明君
4番 横山です。今月の調査は3班が担当でございました。先日、10月20日にこの会場において、

新田徹委員、武上委員、新田里恵委員、佐々木委員、渡辺和則委員、それと私、横山とそれから事務局から堀江局長、名原職員、加藤職員の参加で行われました。最初ここで事務局から説明を受けた後、現地へ向かいまして、現地では武上委員の説明がございました。現場ですけども今、説明がありましたとおり、20年前からという事でかなり荒れておりまして、藪がそれから竹が繁茂しておりまして、とても復元できる状況ではございませんので、調査班としては申請止む無しと判断したところでございます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第4 議第14号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
議事の前に、2番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、12番 新田里恵委員の退席を求めます。それでは議事を進行します。まず2番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明いたします。5ページをご覧ください。別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページから9ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、8件で、所有権移転に関する案件が3件、使用貸借権に関する案件が1件、賃借権に関する案件が2件、地上権に関する案件が2件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。2番は、経営の拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離600m、農機具はトラクター11台、コンバイン9台、田植機5台を所有しています。労働力はオペレーター他となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、 です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。2番の案件について3番 新田委員をお願いします。

3番：新田 徹君
3番 新田徹です。それでは説明させていただきます。農地法第3条の規定による許可申請書、議案第14号案件2番について説明いたします。譲渡人は圃場整備地内に19,000㎡余りを所有し、営農を行っておりますが、営農規模を縮小したいという事で、現在この地域で19,000aの規模を営農しております認定農業者であります農事組合法人が譲受人となりまして規模拡大をされるため、隣接近

隣農業者に迷惑をかけることはないと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、12番 新田里恵委員の退席を解除します。

議 長：齋藤 哲君

続きまして、7番、8番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、1番 岩崎委員の退席を求めます。それでは議事を進行します。7番、8番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

7番案件についてご説明いたします。この3筆は、このあとご審議いただく農地法第5条の営農型太陽光発電施設の設置に伴い、発電パネルの下で耕作を行うためのものです。借り人は、農地法第3条第3項の規定に基づく解除条件付きの賃貸借権を設定するもので、許可の基準となっています「賃貸を解除する旨の条件が、契約に付されており」、「役員の常時従事」についても、満たされています。また、「安定的な農業経営」については、サカキ、シキミを栽培し、生育に応じた単収のおおむね8割以上を生産する計画で安定的に農業経営を行うことが見込まれています。以上の点から許可要件は満たされており、この農地の対価は、3筆それぞれ申請面積に対し年間■■■■円です。8番案件についてご説明いたします。この3筆は、地上権の設定に関する案件です。農地法第5条の営農型太陽光発電施設の設置で、農地の上に太陽光パネルを設置するため「地上権」を設定するものです。営農型発電設備の下部の農地の地上権設定に係る農地法3条許可の判断につきましても、法第3条2項の規定の要件は満たす必要がありませんが、当該農地および周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の営農型太陽光設備の設置許可と、農業委員会の3条の地上権の設定の許可日が同一でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、5条許可と同日で許可を出す事となります。なお、この農地の対価は、3筆それぞれ申請面積に対し年間■■■■円です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。7番、8番の案件について 8番 木戸委員をお願いします。

8番：木戸 芳己君

8番 木戸でございます。7番案件、8番案件関連しておりますので一括説明させていただきます。現在、この3筆については耕作放棄地でありまして、雑草が2m以上茂っております。そこを伐採し、現況に多少整地して太陽光パネルを設置します。雨水については隣接する水路に流出するという事で、隣の農地に迷惑はかからないという事でございます。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。7番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

続きまして、8番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、1番 岩崎委員の退席を解除します。

議長：齋藤 哲君

それでは、事務局より1番、3番、4番、5番、6番の案件について説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

1番は、農地と雑種地の交換による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離5m、農機具はトラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人のみの1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、隣接の雑種地と等価交換です。3番は、経営の開始による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離700m、農機具は耕運機1台を所有しています。労働力は申請者の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■円です。4番は、農業者年金受給のための使用貸借権の再設定に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離1km、農機具はトラクター1台、田植機1台、ハーベスタ1台、農業用モノレール1台を所有しています。労働力は本人と母親の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。5番・6番については先ほどご説明いたしました7番・8番と同様の事業によるものですが、改めてご説明いたします。5番については、このあとご審議いただく農地法第5条の営農型太陽光発電施設の設置に伴い、発電パネルの下で耕作を行うためのものです。借り人は、農地法第3条第3項の規定に基づく解除条件付きの賃貸借権を設定するもので、許可の基準となっています。「賃貸を解除する旨の条件が、契約に付されており」、「役員の常時従事」についても、満たされています。また、「安定的な農業経営」については、サカキ、シキミを栽培し、生育に応じた単収のおおむね8割以上を生産する計画で安定的に農業経営を行うことが見込まれています。以上の点から許可要件は満たされています。この農地の対価は、申請面積に対し年間■■■■円です。6番については、地上権の設定に関する案件です。農地法第5条の営農型太陽光発電施設の設置で、農地の上に太陽光パネルを設置するため「地上権」を設定するものです。営農型発電設備の下部の農地の地上権設定に係る農地法3条許可の判断につきましては、法第3条2項の規定の要件は満たす必要はありませんが、当該農地お

よび周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れが無く、農地の所有者の同意を得ていると認められる場合に許可相当とされるものです。また、農地法第5条の営農型太陽光設備の設置許可と、農業委員会の3条の地上権の設定の許可日が同一でされることとなっておりますので、この場で可決された場合は、5条許可と同日で許可を出す事となります。なお、この農地の対価は、申請面積に対し年間■■■■円です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番 3番の案件について 14番 渡邊委員をお願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。まず1番案件でございますが、これは耕作の利便性を求めるための交換でございます。したがって農地等への影響はないものと考えております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。続きまして、3番案件でございますが、これはこの申請地に隣接する宅地及び住宅敷地と共に取得するものでございます。これは空き家でございますけれども、それに隣接する農地を非農家の方が農地を求められるという案件でございます。この件につきまして一番重要になるのが、譲受人の方が実際に農地として利用されるかという事が一番重要になりますので、本人にその意思を直接お聞きしましたところ、その意思があるという事でしたのでハンコを押したような状況でございます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

続きまして、4番、5番、6番の案件について 1番 岩崎委員 お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。4番案件に対しまして説明をさせていただきます。譲渡人、譲受人とも同一家族でございます。耕作地は8筆で約6000㎡ありますが、主たる利用として農業者年金受給のための経営移譲でございます。これが今回の主な理由だと思います。以上により協議をお願いしたいと思います。続いて8ページの5番と6番の案件ですが、これは同一申請地でございますので併せて説明させていただきます。5番案件につきましては太陽光発電の建造物との空間隙間に農作物を耕作され、最終的には販売も計画されております。それによる賃貸借設定の申請でございます。6番案件につきましては太陽光発電の建造物に対する地上権設定の申請です。以上の理由により委員の皆さんの協議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

続きまして、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
続きまして、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
続きまして、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
続きまして、6番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君
日程第5 議第15号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。議事の前に、3番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、1番 岩崎委員の退席を求めます。それでは議事を進行します。先ず、3番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行

規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。11ページに案件の内容、12から13ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。3番は、農地の区分は、農用地区域内農地です。転用目的は、営農型太陽光発電設備で、期間は10年です。営農型発電設備の設置に伴う一時転用許可の期間は、下部の農地での営農の適切な継続が見込まれる等の条件を満たしている場合であって、荒廃農地を再生利用する場合は10年以内となっております。申請者は太陽光発電を行う会社で、太陽光発電設備を設置できる土地を探していましたが、適地が見つからず困っていました。そこで、地権者の同意が得られ、ソーラーパネルを効率良く設置でき、日照条件の良い申請地で、営農をしながら太陽光発電を行うものです。また、営農型太陽光発電の一時転用の条件として一つ目として、下部の農地における営農を適切に継続される事ですが、「サカキ」と「シキミ」が栽培され、平均的な単収と比較して8割以上となる計画です。二つ目として、簡易な構造で、容易に撤去できる支柱となっております。三つ目として、支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事ですが、2.5m～3mの高さとなっております。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、1筆あたり年■■■■円です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。3番の案件について 8番 木戸委員をお願いします。

8番：木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を3班4番 横山委員 お願いします。

4番：横山 芳明君

4番 横山です。3番案件について現地調査の報告を申し上げます。先ほど3条のところで地元委員から現状の説明がございました。それから事務局からの説明のとおりでございます。現地はセイタカアワダチ草や藪が繁茂しており、手の付けられない状態でございます。近隣のところでも最近設置した太陽光発電がございしますが、ここでも比較的下に植えたものがまずまず良好に育っていると見て感じましたので、調査班としてはこの申請は妥当ではないかと判断したところでございます。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

ないようですので、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、1番 岩崎委員の退席を解除します。

議長：齋藤 哲君

続きまして、1番、2番の案件について事務局より説明願います。

事務局：加藤 靖弘君

1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用の目的は、太陽光発電設備で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は現在大塚町地内で太陽光発電事業を運営しておられますが、事業の拡大により、新たな適地を検討しておられました。この申請地は平坦地で、今後も耕作をされる予定がなく、すでに稼働している同様の施設に隣接しているため、包括的に事業地を管理する上において適しているため選定されました。また申請において3カ所の農地以外の土地、および1カ所の荒廃農地との比較評価も行っています。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は10aあたり■■■■円です。2番は、先ほど説明いたしました3番と同様の事業によるものですが改めてご説明いたします。農地の区分は、農用地域内農地です。転用目的は、営農型太陽光発電設備で、権利の種類は賃借権の設定です。一時転用で期間は3年間です。申請者は太陽光発電を行う会社で、太陽光発電設備を設置できる土地を探していましたが、適地が見つからず困っていました。そこで、地権者の同意が得られ、ソーラーパネルを効率良く設置でき、日照条件の良い申請地で、営農をしながら太陽光発電を行うものです。また、営農型太陽光発電の一時転用の条件として一つ目として、下部の農地における営農を適切に継続される事ですが、「サカキ」と「シキミ」が栽培され、平均的な単収と比較して8割以上となる計画です。二つ目として、簡易な構造で、容易に撤去できる支柱となっています。三つ目として、支柱の高さ、間隔等から見て農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間が確保されている事ですが、2.5m～3mの高さとなっており条件は、満たされています。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当する考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、1筆あたり年■■■■円です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 3番 新田委員願います。

3番：新田 徹君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 1番 岩崎委員願います。

1番：岩崎 金己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を3班4番 横山委員 願います。

4番：横山 芳明君

4番 横山です。最初に1番案件でございますけども、先ほど地元委員からも説明がございましたが、

現場は荒廃しておりまして、近年近くの方に同じ会社が太陽光発電を設置しておりまして、場所的にも今回の申請地も併せてやるとそこら辺が一体化するという事でございます。環境の面からも設置した方が妥当ではないかという事で、申請のとおり妥当ではないかと判断したところでございます。それから2番案件でございますけども、先ほどの3番案件と同様、ほとんど同じ場所でございます。それから現場の現状もほとんど変わりなく荒廃しております。ここについても同様に良い具合に管理されれば、良い営農型発電が出来るかと判断したところでございます。委員の皆さんのご審議をよろしく願いいたします。

議長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君
続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君
日程第6 報第10号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明いたします。14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。15ページに案件の内容、16～18ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、9件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は共同住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。2番、3番は、転用目的は個人住宅で、権利の種類は、所有権の移転です。4番から9番の6件は、転用目的は資材置場・駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番、2番、3番の案件について 8番 木戸委員お願いします。

8番：木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

4番から9番の案件について 1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第16号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

ご説明いたします。19ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、22ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権8件、面積5,631㎡、使用貸借権18件、面積20,391㎡、全体で26件、総面積が26,022㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

農林振興課の清水でございます。議案第16号についてご説明いたします。詳細は23ページから26ページまでとなっております。今月の利用集積計画ですが、番号1から15までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号16が農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：齋藤 哲君

質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第8 議第17号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について を議題とします。

議長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明いたします。27ページをご覧ください。この農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、農業委員会等に関する法律第7条第1項において定めるようたわれており、本市農業委員会では平成29年11月に策定しているものです。本指針は、改選の時期と併せて3年ごとに検証、見直しを行います。令和5年4月1日に農地法、基盤法、農業委員会法の法改正があったため、今回の見直しでは主に法改正による文言の修正と現状に合わせた数値の見直しをするものです。この改正案については、9月5日の農地利用最適化委員会でご承認いただいております。また、農地利用最適化委員会終了後に開催された各地区別会議において、主な改正点等について説明したのち、ご意見を求めたところでもあります。これを踏まえ、改正案を総会に上程することにご承認いただきましたので、ご審議いただくものです。なお、改正が決定された場合、本指針を変更したときは公表しなければいけないと、農業委員会法で定められておりますので、ホームページで公表することになります。以上です。

議長：齋藤 哲君
説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします

議長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君
日程第9 報第11号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明させていただきます。34ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。35ページから40ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地97筆が、このたび、個人及び法人へ賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和5年10月3日となっております。以上です。

議長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君
日程第10 報第12号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明させていただきます。41ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。42ページから45ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第11 報第13号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明させていただきます。46ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。47ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、農業経営基盤強化法による賃貸借の解約3件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君
日程第12 報第14号 公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
ご説明させていただきます。48ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による農地の一時転用の届出書の提出がありましたので報告するものです。49ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業に伴う農地一時転用に係る届出は1件で、島根県松江県土整備事務所長、担当部署広瀬土木事業所より届出があったものです。事業名は、「(都市計画道路) 飯島線 防災安全交付金(街路) 工事」で、令和5年9月27日から令和7年3月31日までです。終了後は農地に復元されます。以上です。

議 長：齋藤 哲君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第4回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 3時05分)